

# 前橋工科大学英語 e-ラーニングシステム導入業務委託に係るプロポーザル実施要領

## 1 趣旨

前橋工科大学英語 e-ラーニングシステム導入業務の委託に係る事業者を、公正かつ公平な方法により選定するため、プロポーザルを実施します。

## 2 委託業務の内容

(1) 業務名 前橋工科大学英語 e-ラーニングシステム導入業務

(2) 業務の目的

TOEIC 対策のための学習を通じ、英語力の向上を図ることを目的とします。

(3) 業務内容

英語 e-ラーニングシステムの導入

詳細は別紙仕様書を参照してください。

(4) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(5) 見積価格上限額等

6,700 千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限額とします。

※本プロポーザルの実施は、前橋工科大学令和 8 年度予算の成立を条件とします。

## 3 参加資格

本業務の公募型プロポーザルに応募することができる者は、次に掲げる条件を全て満たし、業務を安定的かつ円滑に実施することができる事業者とします。

(1) 公立大学法人前橋工科大学契約事務取扱規程（令和 4 年規程第 12 号）第 3 条及び第 4 条に該当する者でないこと。

(2) ISMS 又はプライバシーマークの認証若しくはこれらに準ずる情報保護体制を整えていること。

(3) 直近 5 年間で日本国内の大学又は専門学校等へ英語 e-ラーニングシステムの導入実績があること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、手続開始の申立てをしている者（手続開始の決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではなく、かつ、暴力団又は暴力団関係者を本業務の再委託先としない者であること。

(6) 応募時点において、事業者（本業務の遂行に必要な全ての関連事業者を含む。）が次の条件を全て満たしていること。

ア 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税その他の租税の滞納がないこと。

イ 宗教活動を目的としない者であること。

ウ 政治活動を目的としない者であること。

#### 4 スケジュールの概要

実施要領・仕様書の公表日	令和8年1月21日（水）
質問受付期限	令和8年1月28日（水）
質問書への回答期限	令和8年2月2日（月）
提出書類受付期限	令和8年2月6日（金）
企画提案書の提出	令和8年2月24日（火）
審査に係るプレゼンテーション等の実施日	令和8年3月2日（月）
審査結果通知書の発送日	令和8年3月中旬

#### 5 質問の受付及び回答

##### (1) 受付期限

令和8年1月28日（水）17時まで

##### (2) 提出書類

質問書【様式1】

##### (3) 提出方法

質問書に必要事項を記載し、事務局あてに電子メールで送信してください。

※電子メールのタイトルは、冒頭に【プロポーザル：質問】と記載し、質問の要旨を記載してください。

※質問の内容について個別に確認する場合があります。

※電話や来訪等による口頭での質問及び期限を過ぎた質問は受け付けません。

##### (4) 回答方法

全ての質問と回答を令和8年1月30日（金）までにホームページにて公開し